

○吉川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成25年2月26日議会規則第1号

吉川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、吉川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年吉川市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

**第2条** 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 会派を解散した時は、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

**第3条** 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

**第4条** 会派の代表者は、政務活動費の交付日の15日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。

(収支報告書の様式)

**第5条** 条例第7条第1項の規定による収支報告書の様式は、政務活動費収支報告書（様式第6号）によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

**第6条** 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(内部監査)

**第7条** 内部監査を実施するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

**第8条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調

製しその内訳を明確にするとともに、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に議長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第5条関係）